



議員 和典 儀貝 (無会派)



国民健康保険証 (イメージ)

一般質問

傷病手当金制度 (国民健康保険) について

個人事業主も傷病手当の支給対象に!

質

傷病手当の支給対象が、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に限るとして、自営業者は対象外とされているのは、同じ国民健康保険加入者でありながら不平等、不公正だ。政府は、支給対象を被用者だけでなく、自治体の判断で上乗せは可能とも答弁しており、岐阜県飛騨市や鳥取県岩美町では個人事業主にも支給するよう条例改正がされた。

そこで、市でも被用者だけでなく個人事業主も対象にする考えがあるかどうか。また、この機会に、全ての被保険者に、病気やけがによる入院で働けなくなった場合に、傷病手当を支給する考えがあるか伺う。

答

国が新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に傷病手当金を支給した市町村に対し、支給額の全額を特例的に財政支援する方針を示したことから、国民健康保険条例の一部改正を行ったものであり、個人事業主は、国の財政支援の対象外とされており、支給する考えはない。

また、国の財政支援の基準に沿った制度運用を行っており、新型コロナウイルス感染症に関係なく傷病手当金制度を導入することは考えていない。

【その他の質問項目】

- 減免制度について
- コロナに負けるな七尾応援金について
- 会計年度任用職員について
- 健康増進センターアスロンへの交通手段について
- 学校給食被害について

一般質問

公立能登総合病院について

医師、看護師等への特殊勤務手当の内容を示せ!

質

石川県や七尾鹿島消防本部の職員に特殊勤務手当の支給が決まる中、公立能登総合病院で医師や看護師等が新型コロナウイルス感染症患者に関する業務に従事する場合にも支給されるとの報道があったが、この特殊勤務手当は石川県と同様の内容か。

また、感染のリスクを負いながらも懸命に対応している医療関係者がいる中、第2波、第3波に対し、今後どのような対応をしていくのか伺う。

答

新型コロナウイルス感染症の防疫作業に従事した医師、看護師等に、令和2年2月1日まで遡って、石川県と同じ基準で特殊勤務手当を支給する。具体的には、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくは感染の疑いのある患者の体に直接接触する業務には1日につき4,000円を、それ以外の業務には1日につき3,000円を支給する。

今後の感染対応については、院内の感染対策を徹底するとともに、防護員や消毒液など必要な物資の確保に努め、700万円をかけてPCR検査装置を導入する予定である。

また、コロナ専用病棟の患者は全員退院しているが、第2波に備えて、1病棟54床を空けたままにしている。

【その他の質問項目】

- コロナに負けるな七尾応援金について
- 公共事業について
- 所有者不明の土地について



議員 喜典 佐藤 (無会派)



公立能登総合病院